

公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）第8条第2項の規定により、岩手県公会堂の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は県内において文化芸術活動を行う団体が行事等において大ホールを使用する場合（興行等割増料を徴収する場合に該当する場合を除く。）にあっては、当該額の6割に相当する額
- （2） （1）により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表1 施設の利用料金

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
大ホール	円 7,570	円 19,740	円 23,550	円 27,310	円 32,470	円 35,580	1 暖房料（ギャラリーを使用する場合を除く。） 暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の5割（特別室及び応接室については、1割）に相当する額を別に徴収する。 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合においては、普通利用料金及び暖房料の額の合算額（以下「合算額」という。）の2割に相当する額を別に徴収する。 3 興行等割増料 使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金（その額が1人当たり500円未満の場合を除く。）を徴収する場合においては、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 4 時間外利用料 やむを得ない理由により21時30分を超えて使用した場合においては、超過時間が30分以上1時間未満のときは合算額の3割に相当する額、1時間以上のときは合算額の5割に相当する額を別に徴収する。
11号室	1,060	1,410	1,960	2,470	2,550	3,110	
12号室	1,060	1,410	1,960	2,470	2,550	3,110	
13号室	730	1,060	1,410	1,790	1,880	2,250	
14号室	1,060	1,410	1,960	2,470	2,550	3,110	
15号室	1,060	1,410	1,960	2,470	2,550	3,110	
16号室	1,060	1,410	1,960	2,470	2,550	3,110	
17号室	730	1,060	1,410	1,790	1,880	2,250	
18号室	730	1,060	1,410	1,790	1,880	2,250	
21号室	2,400	3,770	5,850	6,170	7,210	8,430	
22号室	1,060	1,410	1,960	2,470	2,550	3,110	
23号室	730	1,060	1,410	1,790	1,880	2,250	
24号室	730	1,060	1,410	1,790	1,880	2,250	
25号室	730	1,060	1,410	1,790	1,880	2,250	
26号室	2,580	4,260	6,370	6,840	7,970	9,250	
特別室	2,240	3,260	4,640	5,500	5,920	7,110	
応接室	1,600	2,580	3,770	4,180	4,760	5,550	
ギャラリー	870	1,280	1,760	2,150	2,280	2,730	

備考 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	附属の設備の利用料金					
				9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
附属の設備	舞台設備	金びょうぶ	1 双	円 2,180	円 2,180	円 2,180	円 4,360	円 4,360	円 6,540
		銀びょうぶ	1 双	2,180	2,180	2,180	4,360	4,360	6,540
		白びょうぶ	1 双	2,180	2,180	2,180	4,360	4,360	6,540
		テーブル掛	1 枚	90	90	90	180	180	270
		取外し机	1 脚	50	50	50	100	100	150
		普通椅子	1 脚	50	50	50	100	100	150
		平台	1 枚	140	140	140	280	280	420
		演台	1 台	490	490	490	980	980	1,470
		譜面台	1 台	50	50	50	100	100	150
		指揮台	1 個	50	50	50	100	100	150
		上敷	1 組 (5 枚)	510	510	510	1,020	1,020	1,530
		扇風機	1 台	510	650	650	1,160	1,300	1,810
		ホリゾン幕	1 張	740	740	740	1,480	1,480	2,220
	照明 整備	ボーダーライト (第1)	1 式	850	1,280	1,280	2,130	2,560	3,410
		ボーダーライト (第2)	1 式	820	930	930	1,750	1,860	2,680
		ホリゾンライト	1 式	820	930	930	1,750	1,860	2,680
		ローホリゾンライト	1 式	790	930	930	1,720	1,860	2,650
		アークピンスポットライト	1 台	3,090	3,770	3,770	6,860	7,540	10,630
		ロングスポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,810	2,180	2,180	3,990	4,360	6,170
		プロジェクタースポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,710	2,020	2,020	3,730	4,040	5,750
		ピンスポットライト (1 キロワット)	1 台	930	1,130	1,130	2,060	2,260	3,190
		スポットライト (1 キロワット)	1 台	930	1,130	1,130	2,060	2,260	3,190
		スポットライト (500ワット)	1 台	500	570	570	1,070	1,140	1,640
		ミラーボール	1 式	740	840	840	1,580	1,680	2,420
	放送 設備	大型拡声器 (マイクロホン2本付き)	1 式	1,970	2,420	2,420	4,390	4,840	6,810
		マイクロホン	1 本	440	510	510	950	1,020	1,460
		ワイヤレスアンプ (マイクロホン2本付き)	1 式	1,970	2,300	2,300	4,270	4,600	6,570
		レコードプレーヤー	1 台	510	650	650	1,160	1,300	1,810
		テープレコーダー	1 台	1,970	2,300	2,300	4,270	4,600	6,570
その他の	その	スクリーン (大ホール)	1 張	1,430	1,430	1,430	2,860	2,860	4,290
	他の	スクリーン (会議室)	1 台	260	260	260	520	520	780

	設備	ピアノ（大型）	1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、4 時間以内の場合は13,070円、4 時間を超え10時間以内の場合は18,540円、10時間を超える場合は24,060円
		ピアノ（中型）	1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、4 時間以内の場合は4,150円、4 時間を超え10時間以内の場合は5,990円、10時間を超える場合は8,090円
	電気料		1 k w h までごと に	40円

2 利用料金の適用年月日

令和 8 年10月 1 日